

Special Professor 及び Splendid Professor 等の雇用等に関する申合せを次のように定める。(案)

平成 年 月 日

広島大学長 越智 光夫

Special Professor 及び Splendid Professor 等の雇用等に関する申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、広島大学非常勤職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則(平成20年3月28日規則第70号。以下「非常勤職員任免等規則」という。)第3条の表に掲げる Special Professor 及び Splendid Professor 並びに客員教授、客員准教授及び客員講師の雇用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雇用)

第2 Special Professor 若しくは Splendid Professor(以下「Special Professor 等」という。)又は客員教授、客員准教授若しくは客員講師(以下「客員教員」という。)の雇用に当たっては、原則として、客員教員として雇用するものとし、当該者が Special Professor 等として雇用されることを希望した場合は、Special Professor 等として雇用するものとする。

(本給)

第3 非常勤職員任免等規則第23条第1項の表の時間給の額欄に「別に定める。」とあるのは、2,500円とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この申合せの施行後3年を経過した場合において、この申合せの適用状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行うものとする。

【参考：平成31年4月1日施行の改正規定の内容（下線は改正箇所）】

・第3条（非常勤職員の名称）

名 称	対 象
客員教授	大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事する者(本学の教授に相当すると認められる者に限り、 <u>Special Professor又はSplendid Professorに該当する者を除く。</u>)
客員准教授	大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事する者(本学の准教授に相当すると認められる者に限り、 <u>Special Professor又はSplendid Professorに該当する者を除く。</u>)
客員講師	大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事する者(客員教授、 <u>客員准教授、Special Professor又はSplendid Professorに該当する者を除く。</u>)

<u>Special Professor</u>	大学を定年退職した者(定年以外の退職をした教授を含む。)で、大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務に従事するもののうち大学が特に認めるもの
<u>Splendid Professor</u>	官公庁(独立行政法人を含む。)又は民間企業に籍を置く者で、オムニバス形式で大学院又は学部等において専攻分野についての教授等の業務を分担するもののうち大学が特に認めるもの
非常勤講師	附属学校において専攻分野についての教授等の業務に従事する者
(略)	

・第23条 (本給)

名 称	区 分	時間給の額
客員教授	学外者	5,010円
客員准教授 客員講師	学内者(附属学校の教頭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び契約教諭(以下「附属学校教員等」という。)のうち, 法学部又は経済学部の夜間主コースにおける教職科目(教科に関する科目又は教職に関する科目をいう。)の授業を行う者)	3,230円
	学内者(附属学校教員等のうち, 学部等の授業(上記の区分欄に定める授業を除く。)を行う者)	1,770円
<u>Special Professor</u>	=	別に定める。
<u>Splendid Professor</u>	=	別に定める。
非常勤講師	ALT	3,500円
	ALT以外の者	2,850円
(略)		